

高齢者世帯等の収入基準緩和要件（裁量階層）

入居に当たって、同居しようとする親族に、次のいずれかに該当する者がいる場合の収入月額基準は「158,000円以下」から「214,000円以下」まで緩和されます。

- ① 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居者のいずれもが60歳以上又は18歳未満である場合
(60歳以上の単身入居者も該当します。)
- ② 障害者で次のいずれかの手帳等の交付を受けている者
 - ・1級～4級の身体障害者手帳
 - ・1級又は2級の精神障害者保健福祉手帳等
 - ・**Ⓐ**、A又はBのみどりの手帳等
- ③ 戦傷病者手帳の交付を受けている者(障害の程度が恩給法別表第1号表ノ2の特別症項から第6項まで、または同法別表第1号表ノ3の第1款症である者)
- ④ 厚生労働大臣の認定を受けている被爆者である者
- ⑤ 海外引揚者である者(本邦に引揚げた日から起算して5年を経過していない者)
- ⑥ ハンセン病療養所入所者等である者
- ⑦ 同居者に義務教育が終了するまでの者がある場合
- ⑧ 同居者に18歳未満の者が3人以上いる場合

(注) 各年齢は、申込み日での年齢とします。